

虐待防止のための指針

1 基本方針

就労サポートセンターはくちょう（以下「当事業所」とする。）では、利用者の権利擁護、人権尊重を支援の根幹とし、虐待の予防及び早期発見のための措置を定め、利用者に対する虐待防止を図るものである。サービス提供にあたって身体的、精神的な虐待が起きることのないよう指針を定め、全ての職員は本指針を遵守しサービスを提供する。

2 虐待の定義

本指針における虐待とは下記をいうものであり、これらの発生防止を図る。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じたり、生じる恐れのある暴行を加えること、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。（叩く、殴る、蹴る、つねる、正当な理由がない身体拘束等）

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。（性交、性器への接触、裸にする、わいせつな映像を見せる等）

(3) 心理的虐待

利用者に対して著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他、利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（脅し、侮辱、無視、嫌がらせ等で精神的に苦痛を与える等）

(4) 放棄・放任による虐待（ネグレクト）

利用者の支援を著しく怠る、または心身の正常な健康を妨げるような著しい食事制限等を行うこと。（食事や排泄、入浴、洗濯等、身辺の世話や介助をしない等）

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること。その他、利用者から不当に財産上の利益を得ること。（本人の同意なしに年金、賃金、財産や預貯金を処分する等）

3 虐待防止対応体制

(1) 虐待防止委員会の設置

虐待防止に関する措置及び虐待の早期発見を目的として虐待防止委員会を設置し下記のとおり取り組む。

- ① 虐待防止を目的とした職員研修の企画・推進。
- ② 虐待の予防及び啓発活動、早期発見に向けたセルフチェック等の取り組み。
- ③ 虐待が発生した場合の対応
- ④ 虐待発生の原因分析と再発防止策の検討
- ⑤ 虐待防止のための指針等の整備

(2) 虐待防止委員会の構成員

虐待防止委員は、管理者、サービス管理責任者、支援員、事務員、第三者委員で構成する。

(3) 虐待防止委員会の開催

- ① 月に一回開催する。また、管理者（虐待防止対応責任者）が必要と認めた場合、開催する。
- ② 第三者委員を含めた委員会を年一回開催する。

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

年間研修計画に沿って支援に携わるすべての職員に対し、人権擁護及び虐待防止に向けた支援の励行を図り、職員の資質向上を図る。

- (1) 定期的に教育・研修を実施
- (2) 新任職員に対する虐待防止研修の実施
- (3) その他、障害福祉を含め権利擁護、職員の資質向上を目的とした教育・研修の実施。

5 虐待防止に関する責務

虐待防止責任者は、虐待の防止を啓発、普及するための職員研修の実施を図るとともに、苦情解決体制を活用し日常的な虐待防止の取り組みを推進する。また、虐待防止責任者は、虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。虐待を受けたと思われる利用者を発見した際は、速やかに下記の関係機関へ通報しなければならない。

- | | |
|---------------------------|--------------|
| (1) 青森県庁障害福祉課 | 017-734-9307 |
| (2) 青森県社会福祉協議会障害者権利擁護センター | 017-721-1206 |
| (3) 平内町役場保健福祉課 | 017-755-2114 |

6 虐待の早期発見

利用者が虐待を受けていても本人にはその自覚のない場合や利用者自らが助けを求めることが困難な場合があるので、小さな兆候を見逃さないことが大切である。

利用者に虐待が疑われる場合には、積極的に相談に乗り問題を把握するとともに、発見者は一人で問題を抱え込まず速やかに通報することが重要である。

7 虐待発見時の対応

虐待若しくは虐待が疑われる事案を発見した場合、被害者の安心・安全の確保とプライバシーの保護を大前提とし、関係機関等へ通報するとともに、発生要因の調査、分析を行い再発防止に向けた組織体制の強化に取り組むこととする。また、利用者及び保護者等へ誠意ある説明責任を果たす等、速やかに組織的な対応を図ることとする。

8 利用者等に対する指針の閲覧

本指針は、当事業所のホームページに掲載し、利用者及び保護者等へ積極的な閲覧の推進に努める。

(附則)

本指針は、令和6年8月1日より施行する